

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年一月二十日奈良県指令建第一〇六一九八号

令和三年七月七日奈良県指令建第一〇六一九八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年三月二十五日建第九九二六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年三月二十五日建第五七三二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市城殿町三九一番一の一部、三九二番一、三九三番一、三九四番一、三九五番

一、三九五番三の一部、三九八番九の一部、三九八番一〇及び三九八番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市土橋町一七〇番地の五

日進不動産株式会社 代表取締役 竹中將浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市城殿町三九一番一の一部、三九二番一の一部、三九三番一の一部、三

九四番一の一部、三九五番一の一部、三九八番九の一部、三九八番一〇の一部及び三

九八番一四

公園 橿原市城殿町三九一番一、三九八番九及び三九八番一〇の各一部

下水道 橿原市城殿町三九一番一、三九二番一、三九三番一、三九四番一、三九五

番一、三九八番九及び三九八番一〇の各一部

水路 橿原市城殿町三九五番一及び三九五番三の各一部